

岐阜県公報

第 六 十 一 号
令和元年十二月三日

(火曜日)

目 次

人事委員会規則

職員任用に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 三九四^ベ

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 三九四

告 示

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示の一部改正

(法務・情報公開課) 三九五

第二種特定鳥獣の捕獲等を行うことができる区域の指定

(環境企画課) 三九五

鳥獣保護区の存続期間の更新

(同) 三九五

特別保護地区の指定

(同) 三九七

休猟区の指定

(同) 三九七

特定猟具使用禁止区域の指定

(同) 三九八

道路の区域変更

(道路維持課) 四〇〇

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正

(砂防課) 四〇一

土砂災害警戒区域の指定解除

(同) 四〇一

土砂災害警戒区域の指定

(同) 四〇二

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 四〇二

土砂災害警戒区域の指定

(同) 四〇三

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 四〇三

土砂災害警戒区域の指定

(同) 四〇四

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 四〇四

土砂災害警戒区域の指定

(同) 四〇五

土砂災害警戒区域の指定

(同) 四〇五

企業告示

岐阜県公営企業出納取扱金融機関の指定

(水道企業課) 四〇七

公 示

落札者等に関する公示

(医療整備課) 四〇七

土地改良区役員に就任

(西濃農林事務所) 四〇七

落札者等に関する公示

(会計課) 四〇七

人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月三日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第八号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第二十条の二」に改める。

第一条中「第二十二條」を「第二十二條の三」に改める。

第十五条第一項中「任命権者は」の下に「、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において」を加え、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「一」に「を」「いづれかに」に、「場合には」を「ときは」に改め、同項第一号中「行なおう」を「行おう」に改め、同条第三項中「行なつた」を「行つた」に改める。

第十六条第一項中「行なつた」を「行つた」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第十八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（採用期間）」を付し、同条第一項中「職員の採用は、次の各号の一に該当する」を「職員（法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。次項、第十九条及び第二十条において同じ。）の採用は、再任用（法第二十八条の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用することという。）の」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「正式」を「正式」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 会計年度任用職員の採用は、その任命の日から起算して一月間条件付きのものとする。

2 前項及び第二十条の二の規定による条件付採用の期間の終了前に任命権者が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において、会計年度任用職員の採用

は、正式のものとなる。

第二十条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（採用期間の延長）」を付し、同条第一項中「次の各号の一」を「職員が次の各号のいづれかに」に改め、「それぞれ」の下に「当該各号」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同項第一号中「職員については、その」を「場合」その「に改め、同項第二号中「ときは、その」を「とき」その「に改め、第二章第三節中同条の次に次の一条を加える。

第二十条の二 条件付採用期間の開始後一月間において、実際に勤務した日数が十五日に満たない会計年度任用職員については、第十八条の二第一項の規定にかかわらず、条件付採用期間をその日数が十五日に達する日まで延長するものとする。ただし、その期間は、当該会計年度任用職員の任期を超えることができない。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月三日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第九号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一号中「若しくは失職し」を削り、同条第二号中「又は失職」を削る。第五十六条第一項第一号中「若しくは失職し」を削る。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百三十一号

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示（平成七年岐阜県告示第二百十六号）の一部を次のように改正し、令和元年度に実施する試験から適用する。

令和元年十二月三日

岐阜県知事 古 田 肇

別表一職業訓練指導員試験の項の次に次のように加える。

県立障がい者職業能力開発校入校生選考	適性検査及び作業検査の得点	回	上	回	上	回	上
--------------------	---------------	---	---	---	---	---	---

別表一県農業大学校入学試験（推薦入学試験を除く。）の項中

「**岐阜県告示第331号**」を

「**回**」に改める。

岐阜県告示第三百三十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により第二種特定鳥獣の捕獲等を行うことができる区域を指定するので、同条第四項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により次のとおり告示する。

令和元年十二月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 第二種特定鳥獣の捕獲等を行うことができる区域

石徹白休猟区及び大日岳休猟区の全部
二 存続期間

令和元年十一月一日から令和四年十月三十一日まで

岐阜県告示第三百三十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和元年十二月三日 岐阜県知事 古 田 肇

一 存続期間を更新する鳥獣保護区の名称及び区域

名 称	区 域
二十一世紀の森鳥獣保護区	関市板取地内の主要地方道白鳥板取線と奥牧谷川との交点を起点とし、同所から同谷川を北東進し通称西洞と通称東洞とを分ける稜線に至り、同所から同稜線を北東進し字奥牧と字藤牧との字界に至り、同所から同字界を南東進し蕪山三角点（一、〇六八・九メートル）を経て字奥牧と字高ヶ洞との字界に至り、同所から同字界を南西進し字奥牧と字中瀬との字界に至り、同所から同字界を西進し関市板取二十一世紀の森公園に至り、同所から同公園と字中瀬との境界を南進し主要地方道白鳥板取線との交点に至り、同所から同主要地方道を西進し起点に至る線により囲まれた区域
大板北部鳥獣保護区	郡上市八幡町龜尾島地内の龜尾島林道と大字相生二八一九番地の二と二八一九番地の五との境界との交点を起点とし、同所から尾根を西進し三角点（一、〇九〇・七メートル）に至り、同所から更に西進し同市大和町との境界に至り、同所から同境界を北東進したのち東進し龜尾島川に至り、同所から更に同境界を北東進したのち東南進し大字相生二七八一番地の二と同市大和町との境界に至り、同所から尾根を南西進し起点に至る線により囲まれた区域

<p>かさはら潮見の森鳥獣保護区</p> <p>多治見市笠原町の大洞池を源流とし笠原川に至る沢と笠原川との交点を起点とし、同所から土岐市との境界である笠原川を東南進したのち同境界を南西進し愛知県との県境に至り、同所より同境界を北西進したのち西進しかさはら潮見の森と公有林野等官行造林地との境界に至り、同所より同境界を進み大洞池を源流とする沢との交点に至り、同所から同沢を北東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>南飛驒健康増進センター鳥獣保護区</p> <p>下呂市萩原町四美に所在する南飛驒健康増進センター施設と六四、六五、六九、七一、七二、七四、七五、七六、七七林班の内の県有林及び同地区の飛驒川温泉しみずの湯と皇樹の社を含む七三、七七、七八林班の内の市有林に当たる区域</p>	<p>阿多野郷鳥獣保護区</p> <p>高山市高根町阿多野郷地内の橋場橋と旧野麦街道との交点を起点とし、同所から同街道を西進し同町阿多野郷と同町上ヶ洞との境界に至り、同所から同境界を北進し石仏山三角点(一、八六四・七メートル)に至り、同所から民有林と阿多野郷国有林との境界を北進したのち南東進し、更に同境界を北東進したのち南東進し、更に同境界を南西進し林道寺ヶ沢線との交点に至り、同所から同境界を南西進し寺坂峠に至り、同所から旧野麦街道を西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>横山鳥獣保護区</p> <p>飛驒市神岡町横山字日面平と字十六釜と字大池との交点を起点とし、同所から荒田谷を北進し富山県境に至り、同所から同県境を東南進し同町横山と同町杉山との境界に至り、同所から同境界を南西進し横山字大池と字荒田谷との境界に至り、同所から同境界を西進し字大池と字十六釜との境界に至り、同所から同境界を北進した後西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>二 鳥獣保護区の存続期間 令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで</p> <p>三 鳥獣保護区の保護に関する指針</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 185 312 398">名 称</td> <td data-bbox="268 398 312 566">指定区分</td> <td data-bbox="268 566 312 1070">指 定 目 的</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 185 268 398">二十一世紀の森鳥獣保護区</td> <td data-bbox="159 398 268 566">森林鳥獣生息地の保護区</td> <td data-bbox="159 566 268 1070">当該地域は、針葉樹、広葉樹ともに多く残っており、その豊かな自然環境を活用し、森林学習展示館、炭窯など、森林に関する体験学</td> </tr> </table>	名 称	指定区分	指 定 目 的	二十一世紀の森鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、針葉樹、広葉樹ともに多く残っており、その豊かな自然環境を活用し、森林学習展示館、炭窯など、森林に関する体験学
名 称	指定区分	指 定 目 的								
二十一世紀の森鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、針葉樹、広葉樹ともに多く残っており、その豊かな自然環境を活用し、森林学習展示館、炭窯など、森林に関する体験学								
<p>大板北部鳥獣保護区</p> <p>森林鳥獣生息地の保護区</p> <p>習、保健休養、自然観察の場として整備され、県民・市民に広く開放されている。特に蕪山を中心とした地域には、遊歩道や登山道のほか野鳥の森もあり自然景観も良く、トビ、ノスリ、ニホンザルをはじめ、数多くの野鳥や動物が生息しており、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。</p>	<p>かさはら潮見の森鳥獣保護区</p> <p>身近な鳥獣生息地の保護区</p> <p>当該地域は、自然景観に優れた地区であり、四季変化に富む広葉樹や多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。</p>	<p>南飛驒健康増進センター鳥獣保護区</p> <p>森林鳥獣生息地の保護区</p> <p>当該地域は、下呂市の北部に位置し、鳥獣の生息に適した森林、渓谷を有しており、この豊かな自然の中に一般に開放された散策路等が設けられている。ヤマドリ、キジ、ノウサギをはじめとする鳥獣が生息しており、これらの鳥獣を施設利用者に身近に感じてもらうため、鳥獣保護区として指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに自然とのふれあいや鳥類を観察する場の確保にも資する。</p>	<p>阿多野郷鳥獣保護区</p> <p>森林鳥獣生息地の保護区</p> <p>当該地域は、ナラ類、モミ等の針・広葉樹林を中心として、ヒノキやカラマツ等が混在する地域であり、カケス、セキレイ、キツネ、ニホンカモシカをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>	<p>横山鳥獣保護区</p> <p>森林鳥獣生息地の保護区</p> <p>当該地域はケヤキ、トチ、ナラなどからな</p>						

二 休猟区の存続期間

令和元年十一月一日から令和四年十月三十一日まで

岐阜県告示第三百二十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により次のとおり告示する。

令和元年十二月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 禁止する特定猟具の種類

銃器

二 特定猟具使用禁止区域の名称及び区域

名 称	区 域
瑞穂市東部特定猟具使用禁止区域	瑞穂市生津地内の瑞穂市と岐阜市の境界と長良川右岸堤防との交点を起点とし、同所から同堤防を南進し瑞穂市と大垣市との境界との交点に至り、同所から同境界を西進し市道五三 四百十七線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道牛牧墨俣線との交点に至り、同所から同県道を北西進し五六川に架かる下五六橋に至り、同所から犀川左岸堤防道路を南進した後西北進し更に西進し犀川に架かる国道二十一号の犀川橋に至り、同所から旧穂積町（平成十五年四月三十日における本巣郡穂積町をいう。）と旧巢南町（平成十五年四月三十日における本巣郡巢南町をいう。）との境界を北進した後東進し更に北進し瑞穂市と本巣市、本巣郡北方町及び岐阜市との境界を経て起点に至る線に囲まれた区域
南濃町中部特定猟具使用禁止区域	海津市南濃町駒野九百七番地先養老鉄道軌道と主要地方道津島南濃線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を東進し市道南濃五百七十六号との交点に至り、同所から同市道を南進し津屋川右岸堤防上の河川管理用道路との交点に至り、同所から同河川管理用道路を南進し河戸谷第五

久々利特定猟具使用禁止区域	不破郡垂井町岩手地内の相川に架かる岩手橋の左岸詰めを起点とし、同所から同橋を南東進し町道垂井五十九号との交点に至り、同所から同町道を西進し町道垂井六十五号との交点に至り、同所から同町道を南進し町道垂井七十一号との交点に至り、同所から同町道を西進し町道若手二一 号との交点に至り、同所から同町道を北進し竹屋橋を経て町道垂井百二十八号との交点に至り、同所から同町道を北東進し同町若手字下町四千六百六十二番と同字二千五百七十五番との境界との交点に至り、同所から同境界を南東進し相川左岸堤防道路（河川管理用道路）との交点に至り、同所から同道路を東進し起点に至る線により囲まれた区域
戸海特定猟具使用禁止区域	橋北詰との交点に至り、同所から同橋を南進し河戸谷第五橋南詰に至り、同所から河戸谷右岸を東進し更に揖斐川・津屋川堤防上の河川管理用道路を南進し市道南濃千六百六十四号との交点に至り、同所から同市道を北西進し南濃町山崎千二百五 一番地先の歩道橋に至り、同所から同歩道橋を南西進し山崎北谷右岸との交点に至り、同所から同谷右岸を南東進し揖斐川堤防上の河川管理用道路に至り、同所から同河川管理用道路を南東進し市道南濃十五号との交点に至り、同所から同市道を南進し主要地方道岐阜南濃線との交点に至り、同所から同主要地方道を西進し国道二百五十八号との交点に至り、同所から同国道を北進し市道南濃六百八十四号との交点に至り、同所から同市道を東進し市道南濃四十五号との交点に至り、同所から同市道を東進し養老鉄道軌道との交点に至り、同所から同軌道を北進し起点に至る線により囲まれた区域
白鳥特定猟具使用禁止区域	郡上市白鳥町地内の県道剣大間見白鳥線と市道東黒町屋線との交点を起点とし、同所から同市道を北進し市道東山線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道山本線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道山本沼田線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道曾部地線との交点に至り、同所から同市道を北東進し関西電力・新北陸幹線下に至り、同所から同線下を東南進し牛道川右岸に至り、同所から同川右岸を南西進し県道剣大間見白鳥線との交点に至り、同所から同県道を西進し起点に至る線により囲まれた区域

<p>上並松特定猟具使用 禁止区域</p>	<p>土岐津特定猟具使用 禁止区域</p>	<p>川辺特定猟具使用禁 止区域</p>	<p>禁止区域</p>
<p>中津川市千旦林地内の県道苗木恵那線と市道鍛冶屋平岩屋堂線との交点を起点とし、同所から同市道を東南進し市道坂本四十九号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し県道苗木恵那線との交点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>土岐市泉町地内の中央自動車道と市道八万二千三号線との交点を起点とし、同所から中央自動車道を北東進し、国道二十一号との交点に至り、同所から同国道を南進し、国道十九号との交点に至り、同所から同国道を東進し、市道八万二千六百六十四号線との交点に至り、同所から同市道を南進し、県道河合多治見線との交点に至り、同所から市道八万十八号線を南進し、県道武並・土岐・多治見線との交点に至り、同所から同県道を西進し主要地方道土岐・足助線との交点に至り、同所から同主要地方道を北進し国道十九号との交点に至り、同所から同国道を北東進し市道八万二千二号線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道八万二千一號線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道八万二千三號線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道八万二千三號線との交点に至り、同所から同市道を北西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>加茂郡川辺町大字西栃井地内の町道百十号線と同町と美濃加茂市との境界との交点を起点とし、同所から同境界を北進し、三角点(二九〇・八メートル)に至り、同所から北西進したのち北東進し、町道百四号線との交点に至り、同所から同町道を東南進し、国道四十一号との交点に至り、同所から同国道を南西進し県道三百七十一号線との交点に至り、同所から同県道を南西進し町道百十号線との交点に至り、同所から同町道を西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>を北東進し可児市と可児郡御嵩町との境界に至り、同所から同境界を東南進し御嵩町と土岐市との境界に至り、同所から同境界を南西進し県道土岐・可児線との交点に至り、同所から同県道を北西進し黒岩林道との交点に至り、同所から同林道を西進し浅間林道との交点に至り、同林道を北西進し奥磯林道との交点に至り、同所から同林道を北西進し県道土岐・可児線との交点(小淵ため池東側)に至り、同県道を西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>新穂高特定猟具使用 禁止区域</p>	<p>木曾川西特定猟具使用 禁止区域</p>	<p>夜明けの森特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>禁止区域</p>
<p>高山市奥飛驒温泉郷神坂地内の蒲田川左岸と外ヶ谷右岸との交点を起点とし、同所から同川左岸を北東進し左俣谷と右俣谷との合流点に至り、同所から右俣谷の左岸を北東進し小鍋谷との交点に至り、同所から小鍋谷の左岸を東南進し穂高平と西穂山荘を結ぶ登山道に至り、同所から国指定北アルプス鳥獣保護区との境界線である谷筋を南進し三角点(二、一五五・九メートル)に至り、同所から焼岳国有林二一八二林班と二一八三林班との境界を南西進し途中二一八二林班と二一八三林班及び二一八四林班との交点に</p>	<p>恵那市笠置町河合地内の県道恵那八百津線と主要地方道恵那白川線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を東南進し県道毛呂窪姫栗線との交点に至り、同所から笠置橋を渡り木曾川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を下流に西進し恵那市と瑞浪市との境界に至り、同所から同境界に沿って笠置発電所に至り、同所から同発電所を北西進し国道四百十八号との交点に至り、同所から同国道を北東進し県道恵那八百津線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>中津川市苗木地内の市道酒屋井汲線と市道苗木十七号との交点を起点とし、同所から同市道を西進し市道苗木一号との交点に至り、同所から同市道を北進し同市苗木と同市福岡との境界に至り、同所から同境界を北東進し同市福岡と同市坂下との境界に至り、同所から同境界を東南進しちんの峠に至り、同所から同市字高峰と同市字岩須との境界を南西進し林道高峰線との交点に至り、同所から同林道を東南進し同林道と林道大牧線を結ぶ大牧作業道との交点に至り、同所から同作業道を南西進し林道大牧線との交点に至り、同所から同林道を南西進し大牧溜池に至り、同所から同溜池の堤防沿いやや東南進し妻搦川との交点に至り、同所から同川を南西進し広域農道恵那北第三期線との交点に至り、同所から同農道を北西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>号との交点を起点とし、同所から同市道を南西進し市道二百一十号との交点に至り、同所から同市道を南進し市道並松狩宿線との交点に至り、同所から同市道を南西進したのち北進し市道苗木十四号との交点に至り、同所から同市道を東進し国道二百五十七号との交点に至り、同所から同国道を東南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>

至り、同所から二二八二林班と二二八四林班の境界線である外ヶ谷を西進し国有林と民有林との境界に至り、同所から外ヶ谷を西北進し起点に至る線により囲まれた区域

三 特定猟具使用禁止区域の存続期間

令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

岐阜県告示第三百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	南岐濃阜線	海津市海津町鹿野字村西一六六〇番地先から同市同町馬目字道下四二七番地先まで	前	八・六 二・一	五〇六・六	県道津島南濃線と一部重用
			後	一〇・四 一〇・七	四九六・四	

岐阜県告示第三百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	木曾三川公園線	海津市海津町馬目字道下五〇二番地先から同市同町同字同四二七番地先まで	前	八・七 一〇・二	一三六・二	
			後	一〇・二 一四・六	一三六・〇	

岐阜県告示第三百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	大岐野阜線	本巢市文殊字村前七七八番地先地内	前	三・七 三・六	一〇・〇	
			後	一三・七 二七・九	一〇・〇	

岐阜県告示第三百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十二月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更	敷地の幅員	延長	備考
県道	見国府線	高山市上宝町荒原字宮垣内二四五番地先から同市同町同字日面一〇二番地先まで	前	五・九 九・三	七六・五	
			後	九・二 三・四	七六・五	

岐阜県告示第三百四十一号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和四十九年岐阜県告示第七百七十八号）の一部を次のように改正する。

令和元年十二月三日

岐阜県知事 古田 肇

表上小林の項を次のように改める。

上 小 林	次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 加茂郡東白川村神土 字鶴田 六三四番一 六四一番一 字上小林 六四七番一 六四三番一 字井杭淵 六八一番一	一号及び十四号 二号 三号及び四号 五号 六号
-------	---	-------------------------------------

六八二番一	七号及び八号
六八八番四	九号
六七九番三	十号
六七七番一	十一号
六六三番	十二号
六四七番四	十三号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十二号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第二百七十四号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和元年十二月三日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
藤倉一沢	山県市藤倉	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課及び岐阜県岐阜土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第二百七十五号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和元年十二月三日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
藤倉一沢	山県市藤倉	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課及び岐阜県岐阜土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年十二月三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
平井1	山県市平井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大門1	山県市大門	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大門2	山県市大門	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤倉一沢	山県市藤倉	次の図のとおり	土石流
藤倉1	山県市藤倉	次の図のとおり	土石流
長滝1	山県市長滝	次の図のとおり	土石流
平井1	山県市平井	次の図のとおり	土石流
平井2	山県市平井	次の図のとおり	土石流
大門1	山県市大門	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年十二月三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
大門2	山県市大門	次の図のとおり	土石流
長滝3	山県市長滝	次の図のとおり	土石流
大門3	山県市大門	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
平井1	山県市平井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大門1	山県市大門	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大門2	山県市大門	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長滝1	山県市長滝	次の図のとおり	土石流
平井1	山県市平井	次の図のとおり	土石流
平井2	山県市平井	次の図のとおり	土石流
大門1	山県市大門	次の図のとおり	土石流
大門2	山県市大門	次の図のとおり	土石流
長滝3	山県市長滝	次の図のとおり	土石流

所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百四十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年十二月三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金原1	本巢市金原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外山4	本巢市外山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外山5	本巢市外山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外山6	本巢市外山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
法林寺1	本巢市法林寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
法林寺2	本巢市法林寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
文殊1	本巢市文殊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外山7	本巢市外山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
文殊2	本巢市文殊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
文殊3	本巢市文殊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
文殊4	本巢市文殊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
文殊5	本巢市文殊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
文殊6	本巢市文殊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
文殊7	本巢市文殊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
文殊8	本巢市文殊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

文殊9	本巢市文殊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
佐原1	本巢市佐原	次の図のとおり	土石流
外山1	本巢市外山	次の図のとおり	土石流
外山2	本巢市外山	次の図のとおり	土石流
外山3	本巢市外山	次の図のとおり	土石流
外山4	本巢市外山	次の図のとおり	土石流
木知原1	本巢市木知原	次の図のとおり	土石流
木知原2	本巢市木知原	次の図のとおり	土石流
木知原3	本巢市木知原	次の図のとおり	土石流
山口1	本巢市山口	次の図のとおり	土石流
法林寺1	本巢市法林寺	次の図のとおり	土石流
文殊2	本巢市文殊	次の図のとおり	土石流
上保1	本巢市上保	次の図のとおり	土石流
上保2	本巢市上保	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所所及び本巢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年十二月三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	-------------------------------	---------------------

文殊 2	山口 1	木知原 3	木知原 2	木知原 1	外山 4	外山 3	外山 2	外山 1	佐原 1	文殊 9	文殊 8	文殊 7	文殊 6	文殊 5	文殊 4	文殊 3	文殊 2	外山 7	文殊 1	法林寺 2	法林寺 1	外山 6	外山 5	外山 4	金原 1
本巢市文殊	本巢市山口	本巢市木知原	本巢市木知原	本巢市木知原	本巢市外山	本巢市外山	本巢市外山	本巢市外山	本巢市佐原	本巢市文殊	本巢市外山	本巢市文殊	本巢市法林寺	本巢市法林寺	本巢市外山	本巢市外山	本巢市外山	本巢市金原							
次の図のとおり																									
土石流	急傾斜地の崩壊																								

上保 1	本巢市上保	次の図のとおり	土石流
上保 2	本巢市上保	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び本巢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年十二月三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大平賀 1	富加町大平賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平賀 2	富加町大平賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝田	富加町滝田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
加治田 1	富加町加治田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
加治田 2	富加町加治田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
加治田 3	富加町加治田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
夕田	富加町夕田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平賀	富加町大平賀	次の図のとおり	土石流
加治田 1	富加町加治田	次の図のとおり	土石流
加治田 3	富加町加治田	次の図のとおり	土石流
加治田 4	富加町加治田	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所

所及び富加町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百四十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年十二月三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作ると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大平賀1	富加町大平賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平賀2	富加町大平賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝田	富加町滝田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
加治田1	富加町加治田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
加治田2	富加町加治田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
加治田3	富加町加治田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
夕田	富加町夕田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平賀	富加町大平賀	次の図のとおり	土石流
加治田1	富加町加治田	次の図のとおり	土石流
加治田3	富加町加治田	次の図のとおり	土石流
加治田4	富加町加治田	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び富加町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百五十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年十二月三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上川辺1	川辺町上川辺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鹿塩1	川辺町鹿塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鹿塩2	川辺町鹿塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鹿塩3	川辺町鹿塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上川辺2	川辺町上川辺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上川辺3	川辺町上川辺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上川辺4	川辺町上川辺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下麻生	川辺町下麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
比久見	川辺町比久見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西栃井	川辺町西栃井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上川辺4	川辺町上川辺	次の図のとおり	土石流
上川辺5	川辺町上川辺	次の図のとおり	土石流
上川辺6	川辺町上川辺	次の図のとおり	土石流
上川辺7	川辺町上川辺	次の図のとおり	土石流
下麻生	川辺町下麻生	次の図のとおり	土石流
鹿塩5	川辺町鹿塩	次の図のとおり	土石流
鹿塩6	川辺町鹿塩	次の図のとおり	土石流

鹿塩7	川辺町鹿塩	次の図のとおり	土石流
鹿塩8	川辺町鹿塩	次の図のとおり	土石流
鹿塩9	川辺町鹿塩	次の図のとおり	土石流
鹿塩10	川辺町鹿塩	次の図のとおり	土石流
鹿塩11	川辺町鹿塩	次の図のとおり	土石流
鹿塩12	川辺町鹿塩	次の図のとおり	土石流
上川辺3	川辺町上川辺	次の図のとおり	土石流
下吉田	川辺町下吉田	次の図のとおり	土石流
鹿塩1	川辺町鹿塩	次の図のとおり	土石流
鹿塩2	川辺町鹿塩	次の図のとおり	土石流
鹿塩3	川辺町鹿塩	次の図のとおり	土石流
鹿塩4	川辺町鹿塩	次の図のとおり	土石流
比久見1	川辺町比久見	次の図のとおり	土石流
比久見2	川辺町比久見	次の図のとおり	土石流
下飯田1	川辺町下飯田	次の図のとおり	土石流
下飯田2	川辺町下飯田	次の図のとおり	土石流
下飯田3	川辺町下飯田	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び川辺町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年十二月三日

岐阜県知事 古 田 肇

鹿塩1	川辺町鹿塩	次の図のとおり	土石流
下吉田	川辺町下吉田	次の図のとおり	土石流
上川辺3	川辺町上川辺	次の図のとおり	土石流
鹿塩12	川辺町鹿塩	次の図のとおり	土石流
鹿塩11	川辺町鹿塩	次の図のとおり	土石流
鹿塩10	川辺町鹿塩	次の図のとおり	土石流
鹿塩8	川辺町鹿塩	次の図のとおり	土石流
鹿塩5	川辺町鹿塩	次の図のとおり	土石流
上川辺7	川辺町上川辺	次の図のとおり	土石流
上川辺6	川辺町上川辺	次の図のとおり	土石流
上川辺5	川辺町上川辺	次の図のとおり	土石流
上川辺4	川辺町上川辺	次の図のとおり	土石流
西栃井	川辺町西栃井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
比久見	川辺町比久見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下麻生	川辺町下麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上川辺4	川辺町上川辺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上川辺3	川辺町上川辺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上川辺2	川辺町上川辺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鹿塩3	川辺町鹿塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鹿塩2	川辺町鹿塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鹿塩1	川辺町鹿塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上川辺1	川辺町上川辺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

鹿塩2	川辺町鹿塩	次の図のとおり	土石流
比久見1	川辺町比久見	次の図のとおり	土石流
比久見2	川辺町比久見	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び川辺町役場に備え置いて縦覧に供する。）

企業告示

岐阜県企業告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二十七条ただし書並びに地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三三号）第二十二條の二第一項及び第二項の規定により、岐阜県公営企業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関を株式会社大垣共立銀行に指定する。

この告示は、令和二年四月一日から適用し、令和七年三月三十一日限り、その効力を失う。

令和元年十二月三日

岐阜県知事 古田 肇

公示

○落札者等に関する告示

岐阜県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和元年十二月三日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 調達する特定役務の名称及び数量 岐阜県救急・災害医療情報システム導入・運用業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した日 総合部 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和元年8月8日
- 4 落札者を決定した日 令和元年10月1日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
株式会社エヌ・アイ・アイ・データ
代表取締役社長 本間 洋
- 6 落札金額 219,857,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県健康福祉部医療整備課
(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和元年十二月三日

岐阜県知事 古田 肇

就任した役員

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住 所
高須輪中土地改良区	令和元・九・二五	監事	服部 寿	海津市海津町札野五十番地

○落札者等に関する公示

岐阜県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和元年十二月三日

岐阜県庁 中 田 謙

- 1 調達役務の名称及び数量 岐阜県警察情報分析支援システムの構築及び保守管理業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和元年 8 月26日
- 4 落札者を決定した日 令和元年10月7日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都港区芝浦一丁目2番3号
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
代表取締役 神代 顕彰
- 6 落札金額 98,868,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係
 - (2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

令和元年十二月三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三 一 岐阜文芸社